

令和3年度 第2回美祢市廃棄物減量等推進審議会 会議結果

日 時：令和4年3月25日（金）9時30分～10時31分

場 所：美祢市民会館（2階大会議室）

出席者：廃棄物減量等審議会委員（今井会長ほか委員11名）

事務局（志賀市民福祉部長、古屋生活環境課長ほか4名）

合計18名

要旨（概略）

1 開会

古屋生活環境課長により開会（9：30）

2 あいさつ

志賀市民福祉部長よりあいさつ

3 審議会委員及び事務局職員自己紹介

古屋生活環境課長により開会（9：30）

4 会長及び副会長の選出

委員の互選により、今井会長と中村副会長を選出

5 議事

◆付議事項

（1）令和4年度における美祢市の廃棄物処理について

事務局より資料に基づき説明

【質問】

汚れた服の程度とは、古着で売れない物とのことであるが、古着としてリサイクルするのであれば、ボタンなどは外さない方が良いと思うが、現実にはどうなっているのか。

【事務局の回答】

委員のお住まいの秋芳地域の場合、大きく2通りの出し方がある。まず、各出張所等のリサイクルステーションに出される場合は古着としてリサイクルされるので、ボタン等を外される必要はない。古着としてリサイクル出来ないような汚れた服は、固形燃料化できるごみとして出すことになるが、カルストクリーンセンターではごみを焼かずに破碎処理する都合上、破碎刃を傷めるようなプラスチック製のボタンや、金属製のファスナーを外して出されるようお願いしている。

【質問】

独居の高齢者が増加しており、ごみ出しが大変になってきていると思うが、申込粗大ごみの件数はどれくらいあるのか。

【意見】

申込粗大ごみは、年4回の収集で、指定された申込期間に申し込んでシール券を貼って出すようになっているが、週2回出すような生ごみなどの戸別収集サービスは現在行っていない。将来的にはそういうサービスが必要になる時代が来るかもしれない。その時は、別途審議会で議論していく必要がある。

【事務局の回答】

各地域で年4回収集しているが、美祢地域で1回につき30件から40件程度、美東・秋芳地域では1回につき10件程度である。配布の各地域のごみ収集カレンダーの右隅に粗大ごみの収集日を掲載しているが、令和4年度版カレンダーから、受付期間を設定することとし、受付開始日と受付締切日を記載している。

また、県内の一部の自治体では、高齢者や障害者を対象に通常ごみの戸別収集サービスを行っているが、美祢市では民生委員や介護保険サービス等によりごみ出し支援が行われている。

【質問】

公道の道路脇などにテレビ等の粗大ごみが不法投棄されており、これから増えていくのではないかと思われるが市はどう考えているのか。

【事務局の回答】

廃棄物の不法投棄対策について、投棄者が特定できる場合は、再発防止のため、美祢警察署に通報し、刑事事件として処理をお願いしている。実際に今年度にあった事例では、西厚保町でのごみの不法投棄で、給与明細から投棄者が特定出来たため、警察に通報した。投棄されたごみの重量が50kgを超えていたが、担当刑事の話によると、概ね10kgにつき罰金が10万円とのことで、この事例なら50万円を超えるだろうとのことであった。

また、投棄者が特定できない場合は、投棄された土地の所有者や管理者は被害者の立場にはなるが、原則として土地の所有者や管理者にごみの処理をお願いしている。どうしても土地所有者や管理者には困難な場合について、市が回収し処理を行っている。

その他の対策としては、不法投棄禁止の看板の配布を行っているが、監視カメラの設置も有効ではないかと考えている。

【意見】

不法投棄については、行われたのが公有地か私有地で対応が異なるということであるが、紙ごみのような場合は、先程の例のように誰の物かを特定出来る場合もあるが、テレビのような物の場合は、製造コード等を調べたとしても特定は難しい。

【意見】

「こういう不法投棄があった」という事例を市民に周知する必要があるのではないか。

【意見】

不法投棄が犯罪であるのは知っていたが、10kgで10万円の罰金というのは初めて知った。行った行為に対して非常に割りの悪いことであるので、周知することにより抑止力になるのかもしれない。

(2) 廃棄物処理施設見学会の実施について

事務局より、5月を目処に開催を予定し、後日日程調整を行う旨を説明

(3) その他

【質問】

昨年に環推協の視察で美祢市リサイクルセンターに行った。中にはまだ使えそうな物もあるようだったが、活用方法は無いのか。

【事務局の回答】

県内の他の自治体では、リサイクルプラザ等の名称で市民に安価な値段でリユース品を提供するような施設がある。美祢市で同じように運営するには、施設の広さや、人件費の問題がある。自転車を例にとると、ライトやブレーキ等の保安部品の点検や防犯登録を行って、安全に乗れる物を市民に渡す必要がある。そのために施設の整備や人件費の確保を行う必要がある。

【意見】

今の時代の流れで、リサイクル以上にリユースを進める必要があるが、先程の自転車のように、リユース品を渡せば終わりではない物もある。宇部市の方でもリサイクルプラザという施設で必要な人員を配置して運営がされていることから、経費面等を考えながら検討していく必要がある。

【意見】

先程監視カメラの話が出たが、市外からと思われるごみの不法投棄に対して、看板を設置したり、投棄者が特定出来る場合は警察に通報したりして対応してきた。それでも、不法投棄が無くならないので監視カメラと監視カメラ作動中という看板を設置した。設置して1年くらいになるが対策としては有効と考えている。

また、ごみを正しく分別して出すために、ごみステーションにごみ収集カレンダーを貼り付けしている。ごみステーションのごみを見ると、改めて生ごみが多いことが分かる。地域の住民が正しく理解してごみを出すことが大切だと思う。

【意見】

今から暖かくなって来ると生ごみの臭気が気になる季節となる。生ごみの水切りは大切なことであるがなかなか徹底されていないのが現実である。水分が多いと水気を飛ばさなくいけないのでごみの処理経費もたくさん必要となる。市民への啓蒙活動を何らかの形で進めていきたい。

【意見】

ごみを収集する立場として、美東・秋芳地域では朝の7時30分まで、美祢地域では朝の8時までにごみを出すこととなっている。業者としては効率的なルートによりごみ収集を行っているが、雪の日など交通事情によって収集時間がいつもと違

う時間になることもある。しかし、市民の中にはいつも収集車が10時30分に来るから10時30分の少し前に出せば良いと考えている者もいる。このごみ出し時間のルールについて、市民に徹底するようにお願いしたい。

【事務局の回答】

ごみ出し時間のルールについては、各地域のごみ収集カレンダーにそれぞれ明記しているが、委員の言われるように、「何時にごみを出されましたか」と尋ねると「9時に出しました。」のようにルールを守っていないことが分かるケースが多い。総合支所・各出張所を含めて、窓口で問い合わせがあった場合は、ごみ出し時間をきちんと守られるように、市民への周知を徹底したい。

【意見】

ごみ出し時間を守ることも、地道に市民に啓蒙活動をしていくしか方法はないと思う。自分の地区では、月毎に掃除当番が決まっており、取り残されたごみについては当番が処理することになっている。自分が嫌な思いをすればそういうことはしなくなる。自分の身に降りかかって初めて分かるということもあるので、皆様のお知恵をいただいて、良い周知の方法を模索していきたい。

【質問】

カルストクリーンセンターのごみの乾燥にどれくらいの経費がかかっているのか。

【事務局の回答】

カルストクリーンセンターでは、ごみの乾燥に灯油を使用しており、量にすると概ね年間20万リットル、金額にすると年間概ね1,500万円くらいかかっている。先程意見があったとおり、生ごみの水切りを徹底すれば、灯油の使用量を減らすことができる。

市のホームページでも、生ごみの水切りについて掲載しているが、更に啓発を進めるために、市の広報で、ごみ出しのひと工夫のコーナーとして啓発記事を掲載したいと考えている。

【意見】

生ごみについては、コンポストによって量を減らすのも良い方法だと思う。また、美東地域のごみ収集カレンダーについては昨年度の物と比べて見やすくなったと思う。

【質問】

コンポストについて、補助金制度とかはあるのか。

【事務局の回答】

市としての補助金制度はないが、10年くらい前にダンボールコンポストを市の各施設や学校に配布したことがあった。その時の記録によると、ダンボールが腐って困ったということであった。他には、市ではないが快適な環境づくり推進協議会の秋芳支部でコンポストの助成制度を行っている。

【意見】

生ごみを出さずにリサイクル出来れば、ごみ収集の形態を変えることが出来ることは実証されている。生ごみと言うよりは、水分を減らす方法について、いろいろ

な先進自治体の例を基に審議会で協議していきたい。

【事務局の回答】

本日意見があったリユース製品を市民の方にお渡しする方法や、広報などで不法投棄は犯罪であること、生ごみの水切りなどごみ出しのひと工夫について市民に周知していくことを検討していきたい。

6 閉会

古屋生活環境課長により閉会（10：31）